

豊中市立彩葉中学校
〔学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）〕
併設
産業振興施設貸付公募募集要項

令和8年（2026年）6月

豊中市

目次

1. 公募の趣旨と目的.....	1
1.1. 位置づけ	1
1.2. 趣旨.....	1
1.3. 目的.....	2
2. 貸付物件の概要	3
2.1. 敷地の概要.....	3
2.2. 貸付対象物件	4
3. 貸付条件	9
3.1. 使用用途	9
3.2. 貸付期間	9
3.3. 貸付範囲	9
3.4. 貸付料等	9
3.5. 建物・設備および使用方法	10
3.6. 契約解除および違約金	12
4. 応募資格	13
4.1. 基本的要件.....	13
4.2. 構成員の制限.....	13
5. 提案応募	14
5.1. 提出期日	14
5.2. 提出書類	14
5.3. 提出方法	14

6.説明会および現地見学会.....	15
7.選定方法・審査基準.....	16
7.1. 選定プロセス.....	16
7.2. 審査方法.....	16
7.3. 優先交渉権者の決定.....	16
7.4. 貸付対象物件の決定.....	16
7.5. 審査基準.....	16
7.6. 応募の失格事由.....	17
7.7. 選定結果の通知・公表.....	17
8.減免適合審査手続.....	18
8.1. 減免審査.....	18
8.2. 審査結果通知.....	18
8.3. 議会承認.....	18
8.4. 契約締結.....	18
9.契約締結.....	19
10.貸付開始.....	19
10.1. 物件の引き渡し.....	19
10.2. 物件の維持保全.....	19
10.3. 物件の返還.....	19
11.契約期間中の事業報告（貸付料減免対象者のみ）.....	20
11.1. 事業報告の義務:.....	20
11.2. 減免要件の不適合に関する対応:.....	20

12.問合せ先.....	20
--------------	----

1. 公募の趣旨と目的

1.1. 位置づけ

この『産業振興施設貸付公募募集要項』（以下、「募集要項」という）は、豊中市が、旧島田小学校跡地に位置し、市立彩葉中学校〔学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）〕に併設する産業振興施設に入居し事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定（以下、「本公募」という）するにあたり適用するものです。本公募にかかり今後追加資料が配布された場合は、本募集要項と併せて提案書作成の前提条件であり、また、特段の定めがない限り、各種契約、協定等の締結時に、契約関係当事者を拘束する要件となるものです。

1.2. 趣旨

豊中市は、市長が掲げる基本理念に基づき取り組む政策を基本政策として取りまとめているますが、そのひとつに南部地域の活性化があります。南部地域の活性化に向け、庄内さくら学園の開校や、それに伴い廃校となる島田小学校、野田小学校、庄内さくら学園中学校の跡地において南部地域の資源を活かした有効活用に取り組むこととしています。また、第4次豊中市総合計画後期基本計画においても、特に重点的かつ総合的に取り組む事業、リーディングプロジェクトとして南部地域活性化プロジェクトをあげています。

平成29年度、南部地域活性化構想を策定し、①子どもたちの元気があふれるまちづくり、②誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり、③にぎわいとゆりのあるまちづくりの3つを南部地域活性化の柱としてまとめました。令和元年度には南部地域活性化基本計画にて、活性化のコンセプト「心地よくなって、個性豊かで、新しい！豊中の“南の玄関口”は、新しいことにチャレンジする次の時代の人材を育てる“みらいへの玄関口”」を設定しました。令和2年度、南部地域の学校跡地に関する個別活用計画ではまちの要素である“音楽”“ものづくり”“スポーツ”“食”を学校跡地やエリア全体に取り込み、多様な人が体感し参加できる魅力をつくることを決めました。

本事業における貸付対象物件を除く部分については公共利用として活用し、令和9年度に市立彩葉中学校〔学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）〕が開校予定です。本事業により産業振興施設に入居する事業者とのかかわりから、新たな価値が創造されることを期待しています。

学び多様化学校（いわゆる不登校特例校）とは？

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第 56 条に基づき（第 79 条（中学校）、第 79 条の 6（義務教育学校）、第 86 条（高等学校）、第 108 条（中等教育学校）において準用）、学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができるもの。（文部科学省 HP より抜粋）

詳しくは文部科学省 HP をご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397860.htm

1.3. 目的

まちの 4 要素である“音楽”“ものづくり”“スポーツ”“食”を取り込むことで新たな魅力の創出に資する事業者や、以下のコンセプトに沿った事業者を誘致し、市内産業の振興や地域経済の活性化を図ります。

南部地域の学校跡地に関する個別活用計画

- ・子どもたちの未来につながるまちづくりをめざす
- ・まちの魅力、地域活性化の拠点とする
- ・将来的な財政負担を抑えることを前提とする

2026 経営戦略方針「とよなかエコシステム推進プロジェクト」

- ・事業者間プラットフォームやネットワークによる連携での価値創出

市立彩葉中学校〔学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）〕とのかかわり

- ・生徒へのキャリア教育などカリキュラムにおける連携
- ・不登校支援など事業内容における親和性を有する

2. 貸付物件の概要

2.1. 敷地の概要

所在地	豊中市庄内栄町2丁目20番1号
貸付物件	北側校舎2階の各室（全4室） 専有面積63㎡/室 各室の配置については次頁建物平面図で確認してください。 廊下・階段は共用部となります。
土地建物の権利状況	所有権：豊中市
都市計画等による制限	地域地区：市街化区域 用途地域：第一種住居地域（建蔽率60%、容積率200%） 建築基準法第22条区域 庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画区域内 航空法第49条及び第56条の3
アクセス	阪急宝塚本線「庄内駅」徒歩11分
接道	北側：庄内栄町歩第1号線（車道あり部分建築基準法第42条第1項第1号） 南側：庄内栄町第18号線（建築基準法第42条第1項第1号） 東側：庄内栄町第15号線（建築基準法第42条第1項第1号）

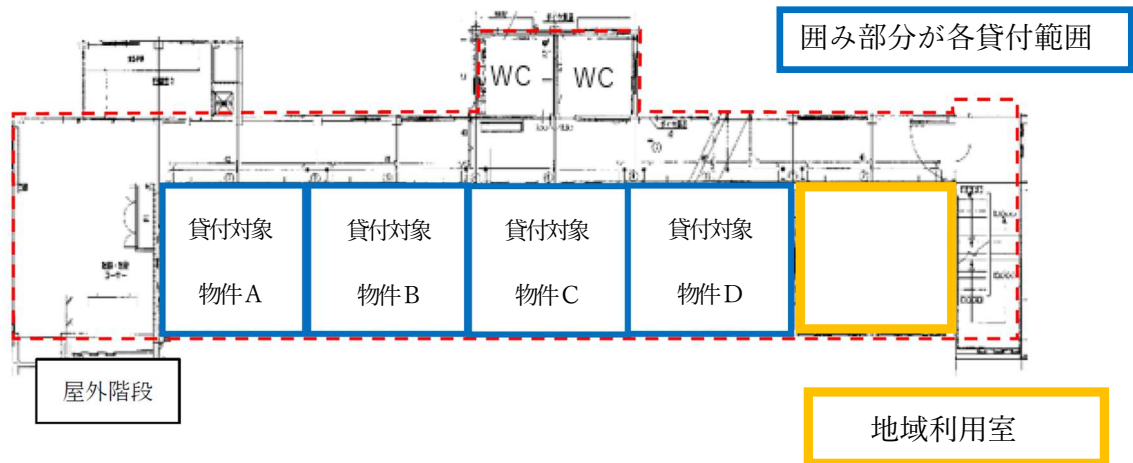
<位置図>



2.2. 貸付対象物件

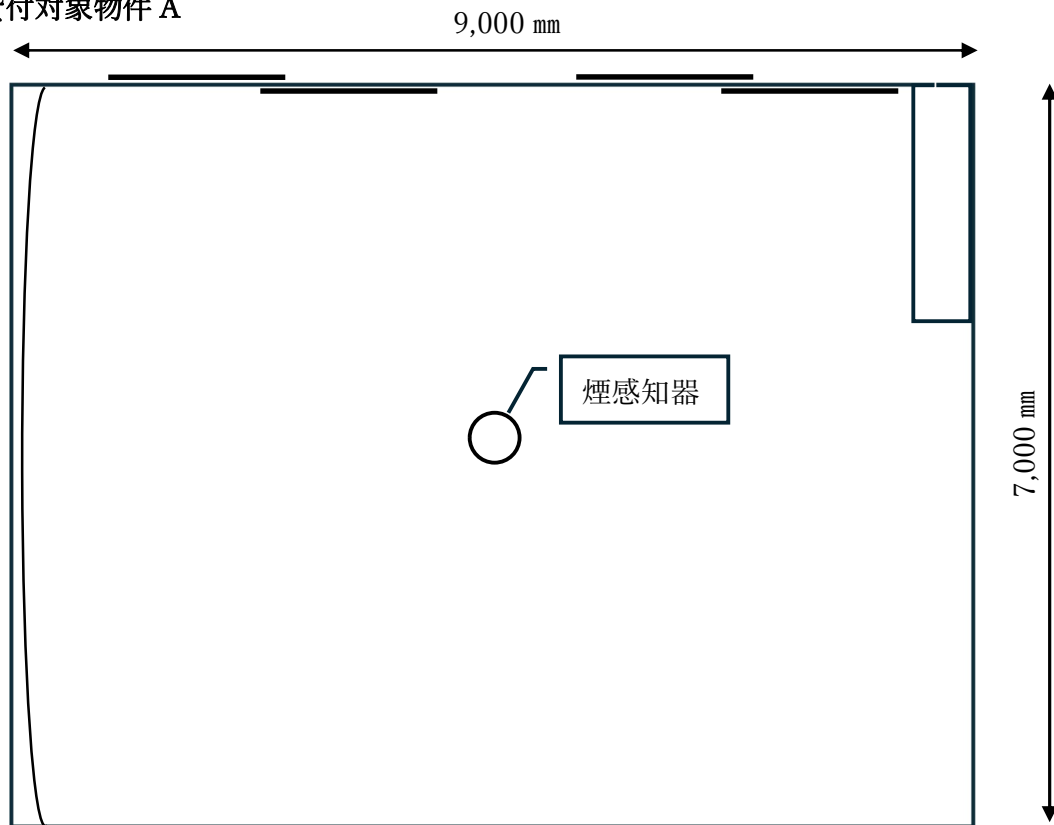
本公募における貸付対象物件は、北側校舎 2 階の 4 室です。1 教室単位で貸し付けます。最終的な利用制限などの詳細は選定後の協議により取り決めます。なお、現況のままの利活用が前提となり、既存建物の取り壊しや改築は不可とします。

北側校舎建物平面図【2階】



【貸付対象物件図面・参考写真】

貸付対象物件 A



参考写真(1)

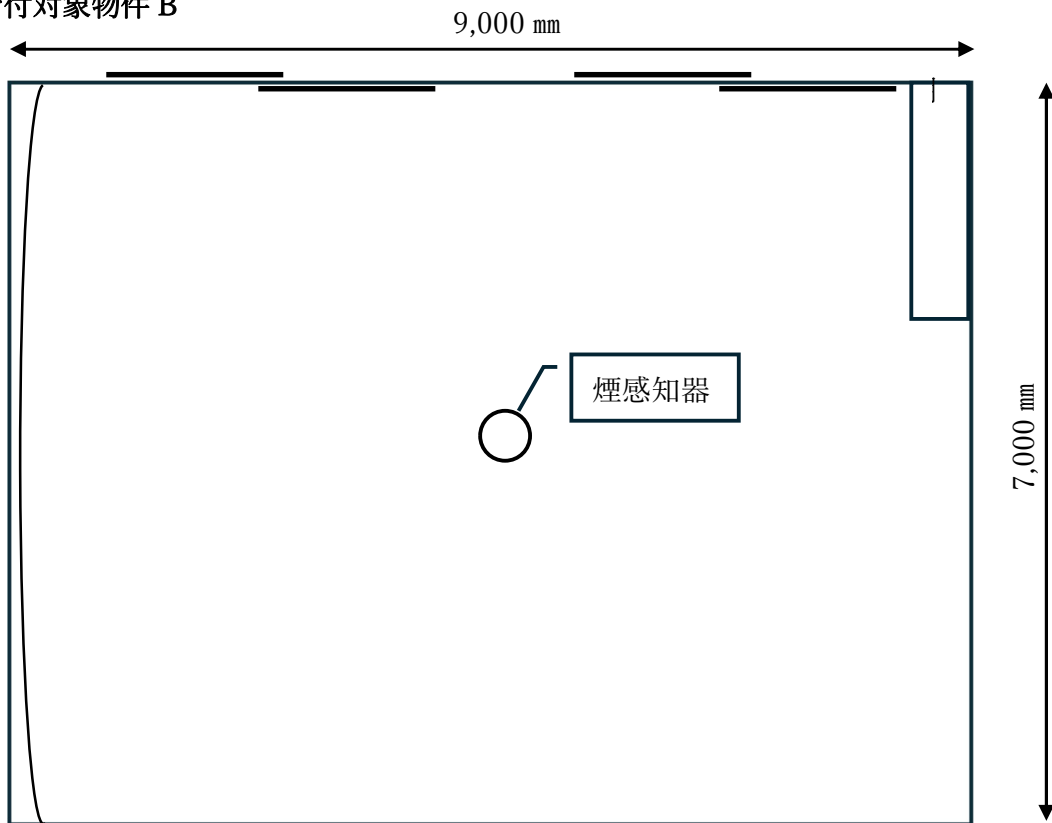


参考写真(2)



参考写真(3)

貸付対象物件 B



参考写真(1)

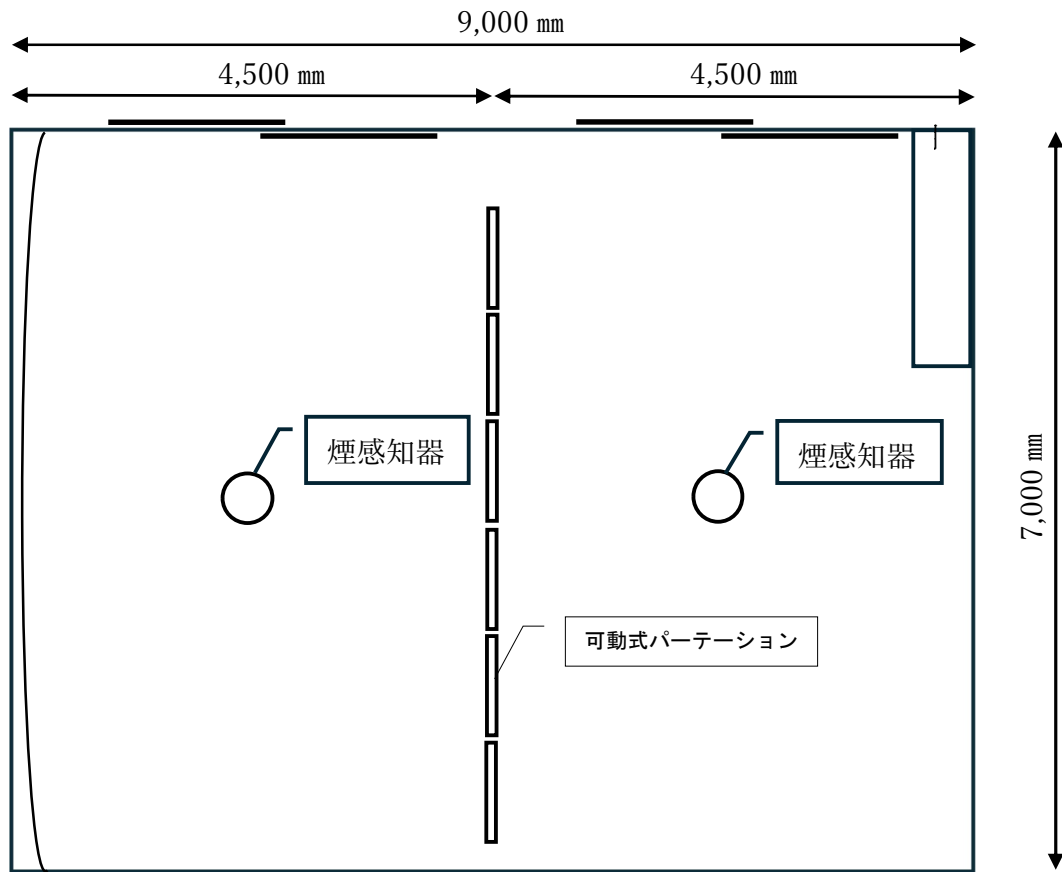


参考写真(2)



参考写真(3)

貸付対象物件 C



参考写真(1)



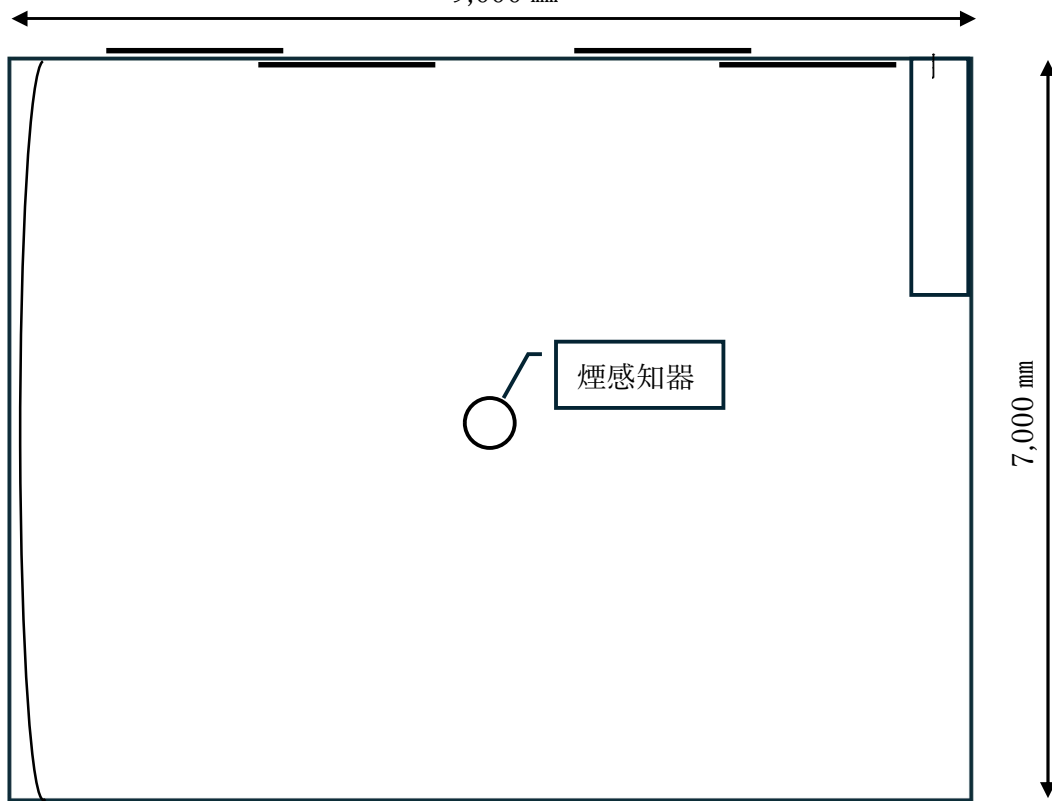
参考写真(3)



参考写真(2)

貸付対象物件 D

9,000 mm



参考写真(2)

3. 貸付条件

3.1. 使用用途

前述の 1.3.目的に沿った事業で、第一種住居地域の用途制限に合致し、建築基準法上の特殊建築物に該当しない用途※に使用するものに限り、生活としての利用・住み込み・泊まり込みはできません。また、次に掲げる用途での利用は認められません。

- 政治的または宗教的な用途
- 風俗営業等の用途
- 暴力団事務所等の用途
- 著しく近隣環境を損なう用途
- 公序良俗に反する用途
- その他、関係法令に反する用途

※特殊建築物に該当する可能性がある用途の例としては、集会場、博物館・美術館、スポーツ練習場、飲食店、物品販売業を営む店舗、倉庫などがあります。

その他にも建物の利用方法により特殊建築物と判断されるものがありますので、判断が難しい場合には、提案申込前に相談してください。

3.2. 貸付期間

本貸付は定期建物賃貸借契約とし、貸付期間は令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日までの 1 年間です。貸付期間には、入居事業者が実施する事業に向けた施設整備に要する期間および撤去等に要する期間を含みます。再契約については、事業内容や建物状況等を踏まえて双方協議の上判断します。

3.3. 貸付範囲

前述の 2.2.貸付対象物件のとおりです。

- 廊下および階段（1～2 階）、トイレ（2 階）は共用部として利用可能です。
- 2 階階段踊り場にある水道は共用部として利用可能です。

3.4. 貸付料等

①貸付料（賃料）：月額 60,300 円（税込）

貸付料の減免を希望する者の事業計画が前述の 1.3.目的を具現化し得る事業に適合すると認められる場合には、同目的の具現化に対する期待値等に応じ、豊中市議会で承認の議決がされることを条件として、最大で全額免除となることがあります。ただし、貸付期間中に減免要件への適合性を有していないことが判明した場合は、貸付料が変更さ

れる可能性があります。なお、貸付料の減免の希望の有無については後述の 7.5.審査基準のとおり優先交渉権者の選定に影響があり、減免の承認については後述の 8.減免適合審査手続に記載の手続が必要となります。

②共益費： 月額 8,000 円（税込）

維持管理・保守にかかる費用、建物災害共済、Wi-Fi 利用料を含みます。共益費は減免対象外です。

維持管理・保守にかかる費用に含まれるものは、機械警備や消防設備など既設の設備に関するものおよび共用部清掃費（年 6 回程度実施予定）です。入居事業者毎に設置する設備や備品にかかる保険料は各自でご加入ください。また、既存の躯体・外構・設備の修繕等にかかる費用は市で負担しますが、入居事業者の瑕疵に伴うものは各入居事業者の負担となります。

本費用は今後、産業振興施設としての利用状況や市立彩葉中学校〔学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）〕開校後の状況等を鑑み、必要に応じて適宜変更することがありますので、金額は目安として考えてください。

③水道光熱費： 実費

電気料金は、事前に 1 日当たりの使用時間と 1 か月当たりの使用日数を申告いただいたものから月額算定します。上下水道料金は月額 4,000 円（税込）とします。水道光熱費も減免対象外です。

算定方法については、今後の市立彩葉中学校〔学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）〕と合わせた使用料金を勘案し、必要に応じて適宜見直しを図る予定です。

④駐車場代： 1 台あたり月額 13,200 円（税込）

北側校舎の北側スペースを本施設駐車場として 4 台分の専有区画を確保予定です。駐車場代も減免対象外です。

⑤支払方法： 協議の上、市が指定する方法により支払っていただきます。

3.5. 建物・設備および使用方法

現状有姿での引き渡しとなります。入居事業者毎に必要な内装工事（軽微な設備工事を含む）は、市が認めるものに限り貸付対象部分について入居事業者負担により行うことは可能ですが、柱・壁・梁などにかかる躯体工事は認められません。内装工事及び各室毎の郵便ポスト、看板等の設置については、協議の上、可否を決定します。

また、契約終了日までに事業者負担により契約前の状態に原状回復し、市に返還することとします。ただし、市が原状回復の必要がないと認めた部分についてはこの限りで

はありません。なお、入居事業者は造作の買取りならびに必要な経費および有益費の償還等の請求を行うことはできません。

本施設は避難所としての機能を担うため、災害時には敷地内において避難所を開設することがあります。

いかなる場合においても、同敷地内の3.3.貸付範囲以外の部分へ無断で立ち入ることは禁止です。

①施設利用可能時間：午前7時から午後10時まで（土日祝含む）

市立彩葉中学校〔学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）〕の開校時間帯・閉校時間帯に関わらず、上記の施設利用が可能です。ただし、閉校時間帯は入居事業者のみの出入りを原則とし、門扉等を開放する場合は入居事業者が管理することとします。

②入居事業者以外の施設への出入り：不特定多数の常態的な出入りは不可

入居事業者により把握・管理できている来客者等は不特定多数とは考えないものとなります。ただし、市立彩葉中学校〔学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）〕併設という特性により来校者の属性への配慮が必要なことから、入居事業者以外の多人数の施設への出入りがある場合は、事前協議を求める場合があります。

③アプローチ（動線）：下記のとおり

原則、敷地内への出入りは東門、北側校舎への出入りは校舎東側出入口を使用します。北側校舎北側スペースの本施設駐車場への出入りは北門を使用してください。これらは、市立彩葉中学校〔学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）〕と共用となります。また、貸付対象物件（共用部含む）は土足での利用が可能です。

④付帯設備等：下記のとおり

<機械警備装置>セキュリティエリアの設定は北側校舎の2・3階部分全体および貸付対象物件各室です。市立彩葉中学校〔学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）〕のセキュリティエリアとは別区画です。

<カメラ付きインターホン>東門に親機、貸付対象物件各室に子機を設置します。

ただし、東門オートロック解除機能はありません。

<Wi-Fi 設備>貸付対象物件各室に同中学校と別系統のアクセスポイントを設置します。

その他、空調設備、照明設備、換気設備が既設です。また、建築基準法および消防法上必要となる設備は原則施工済みです。事業内容や利用方法により追加の防火設備が必要となる場合には、市が認めるものに限り、各入居事業者の費用負担により設置するこ

とができるものとします。提案申込前（遅くとも審査日まで）に消防局との事前協議を完了してください。

ガス栓の設置はありません。

⑤排出する事業系ごみの処分：各入居事業者で手配

ごみについては、事業系ごみとして各入居事業者の責任において適正に処理してください。各入居事業者が直接業者へ委託するか、廃棄物処理施設への自己搬入が必要です。一時的な保管場所（ごみ置き場）は設置予定です。

⑥共用部の清掃：入居事業者で協力して実施

年6回の定期清掃以外で日常的に必要な清掃は、入居事業者で協力して実施し、美化に努めてください。

3.6. 契約解除および違約金

市は、入居事業者が貸付条件等に違反した場合のほか、契約期間中に以下の項目に該当する状況となった場合は契約を解除することができるものとします。契約違反等の理由により建物賃貸借契約を解除したときは、契約に定めるところにより、市に違約金をお支払いいただきます。

- 市が、地方自治法第238条の5第4項の規定により、公用または公共用に供するために、本施設を利用する必要が生じたとき。
- 入居事業者が市の承認を得ることなく、貸付対象物件を契約時に指定する用途以外に供したとき。
- 入居事業者が本施設を政治的もしくは宗教的な用途、風俗営業等の用途、暴力団事務所等の用途、著しく近隣環境を損なう用途または公序良俗に反する用途、その他関係法令に反する用途に供したとき。
- 入居事業者が市の承認を得ることなく、既存建物の取り壊しや改築または既存設備の改修や更新を行ったとき。
- 入居事業者が貸付料等の納付を怠ったとき。
- 入居事業者が物件保全義務を怠ったために、貸付対象物件を荒廃に至らしめたとき。
- 入居事業者が近隣住民や利用者に対して著しい損害を及ぼす行為を行ったとき。
- その他、入居事業者が契約を継続しがたい重大な過失などがあったとき。

4. 応募資格

応募者（応募グループの構成員を含む）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。法人、個人は問いません。

4.1. 基本的要件

本公募の目的に沿った事業を、期間中安定して実施できる企画力、技術力および経営能力等を有すること。

4.2. 構成員の制限

本公募に参加できる者は、応募書類等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。複数事業者が共同体として共同提案する場合は、構成員である全ての事業者が要件を満たすものとします。応募書類等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- 豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。
- 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。
- 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、または実質的経営に関与している法人等でないこと。
- 労働関連法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- 国税及び地方税を滞納していないこと。

5. 提案応募

5.1. 提出期日

令和8年（2026年）8月31日（月）正午必着

5.2. 提出書類

- 申込書（様式1）
- 事業計画書（様式2）
- 誓約書（様式3）
- 入札参加停止措置等状況調書（様式4）
- 【法人の場合】履歴事項全部証明書の写し（発行から3か月以内のもの）
【個人の場合】直近の確定申告書の写しもしくは開業届の写し
- 直近3期分の決算書（個人の場合は確定申告書の写し）
- 代表者の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード（表面）等の写し）
- 事業内容のわかる資料、パンフレット等

5.3. 提出方法

提出書類一式を以下提出先へ郵送、持参またはメールにて提出してください。

メールで提出する際は、メールが届いているかどうかを産業振興課（06-6858-2187）まで電話で確認してください。

【提出先】

豊中市都市活力部産業振興課

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所 第一庁舎5階

E-mail : sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

6. 説明会および現地見学会

募集要項について、以下の日程で説明会を開催し、説明会終了後に現地見学会を実施します。なお、応募にあたり本会への参加は任意ですが、本日程以外での現地見学はできません。また、現地見学会のみの参加はご遠慮ください。

説明会での質疑およびそれに対する回答は、後日市ホームページに掲載します。説明会・見学会への参加有無にかかわらず、質疑の受付期限は説明会・見学会の翌日 17 時までとします。質疑を行った事業者名は公表しません。また、質疑等を踏まえ、募集要項を変更する場合や公募資料を追加する場合には、市ホームページで公表します。

《日時》 令和 8 年（2026 年）7 月 15 日（水）13:00～16:00（終了時間は予定）

《場所》

説明会は、庄内コラボセンター「ショコラ」（庄内幸町 4-29-1）で実施し、終了後現地へ移動します。移動手段は各自で確保してください。

《参加方法》

7 月 10 日（金）正午までに 以下連絡先までメールまたは電話で申込みください。その際、①事業者名、②参加人数、③参加手段（車または電車など）をお伝えください。

【連絡先】

豊中市都市活力部産業振興課

電話：06-6858-2187

E-mail：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

7. 選定方法・審査基準

本公募では、優先交渉権者を選定するにあたり、市職員で構成する「市立彩葉中学校併設産業振興施設貸付公募審査委員会」（以下、「審査委員会」という）を設置します。なお、審査にあたって必要な事項について専門家へ意見を求めることがあります。

7.1. 選定プロセス

応募者の資格審査を行います。提出書類について、公募条件等への適合性、事業計画内容などを総合的に評価し、優先交渉権者を選定します。なお、後述の8.減免適合審査手続における減免審査についても本審査内で同時に行います。

7.2 審査方法

プレゼンテーション審査形式にて行います。提案内容について、以下の日程でオンライン形式にて10分以内のプレゼンテーションを実施いただきます。

《日程》 令和8年（2026年）9月下旬予定

《発表時間》 10分／提案者（別途質疑・応答）

《発表方法》 オンライン

《出席者》 3名以内とし、すべて今回の提案業務に関わるスタッフとする

7.3. 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定し、応募者にその結果を通知します。なお、貸付料の減免を希望する者が優先交渉権者となった場合は、別途、8.減免適合審査手続を行います。

7.4. 貸付対象物件の決定

原則、申込書に記入いただく「貸付を希望する物件」に則って決定します。ただし、他の事業者と希望する物件が重複する場合は、審査結果の得点が高かった事業者から優先して決定するものとします。

7.5. 審査基準

以下の基準により審査し、50点以下の場合は失格とします。

貸付料の減免を希望しない者と希望する者が同点の場合には、前者を上位とします。

評価項目		配点
事業計画について	1.3.目的に沿ったものであるか。	30点
	実績や経験があり、継続性や将来性が見込まれるものであるか。	10点
	地域経済への波及効果や雇用創出が見込まれるものであるか。	10点
	実現可能性や具体性があるか。	10点
学校教育活動との連携など、市立彩葉中学校〔学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）〕に併設する意義がある事業であるか。		10点
適切な施設利用計画であるか。 ※建築基準法上の特殊建築物に該当する用途の場合は失格		10点
平常時および災害時における管理運営体制は適切か。 ※管理運営体制が不適切な場合は失格		20点
合計		100点

7.6. 応募の失格事由

評価点にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は失格とします。

- 提出書類に故意に虚偽または不備があった場合。
- 未発表の提案以外のものを提出した場合。
- 審査に関わる不正な行為が認められた場合。
- その他、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合。

7.7. 選定結果の通知・公表

①公表日

令和8年（2026年）10月中旬予定

②公表内容

以下の内容について市ホームページ等で公表します。

- (1) 件名
- (2) 優先交渉権者（事業所名・所在地・代表者）
- (3) 公募および審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・審査委員会の構成）
- (4) 選定理由
- (5) 採点結果
- (6) 担当課
- (7) その他

8. 減免適合審査手続

貸付料の減免を希望する者が優先交渉権者に選定された場合、貸付料の減免には、以下の手続が必要となります。

8.1. 減免審査

貸付料の減免は、1.3.目的を具現化し得る事業に適合すると認められる場合において、市長が必要と認めたとときに行うこととします。

市において、提出された事業計画等に基づき減免要件への適合性を審査し、減免対象となる場合は、さらに「目的の具現化に対する期待値」「市立彩葉中学校への影響度」「本施設において実施する事業全体のうち目的に合致する事業の実施割合」などから減免割合を決定します。本審査は審査委員会において、優先交渉権者の選定と同時に実施します。提出書類に加えて、必要に応じて追加の資料提出やヒアリングを求める場合があります。

8.2. 審査結果通知

優先交渉権者の選定結果通知と同時に、減免適用の可否および減免割合を通知します。この時点で、決定した減免割合による貸付料（賃料）での定期建物賃借契約を希望するかどうかについて、応募者と市で協議します。

8.3. 議会承認

決定した減免割合による貸付料（賃料）での定期建物賃借契約を応募者が希望する場合は、地方自治法第96条第1項第6号に基づき、豊中市議会に貸付料減免のための議案を提出します。

8.4. 契約締結

豊中市議会の承認の議決を経て、正式に減免された賃料での定期建物賃借契約を締結します。市議会で減免が否決された場合には、貸付料の減免なしでの定期建物賃借契約を締結するかどうかについて、応募者と市で協議し決定します。

9. 契約締結

令和9年（2027年）1月下旬頃を予定

10. 貸付開始

10.1. 物件の引き渡し

物件は、現況のまま、貸付期間開始日である令和9年(2027年)4月1日に借受人に引き渡すものとします。

10.2. 物件の維持保全

借受人は物件の返還までの間、善良な管理者としての注意をもって、物件の維持保全に努めるものとし、これにかかる経費は借受人の負担とします。

10.3. 物件の返還

- 借受人は貸付期間が終了するまでに、物件を原則原状回復するものとします。
- 借受人は物件の返還にあたり、市職員による確認を受けるものとします。

11. 契約期間中の事業報告（貸付料減免対象者のみ）

11.1. 事業報告の義務:

貸付料が減免されている借受人は、年1回、事業の実施状況に関する事業報告書（活動の具体的な内容、成果、今後の計画等）を提出することを義務とします。報告の時期や様式、内容については別途定めます。

11.2. 減免要件の不適合に関する対応:

市は、提出された事業報告書やその他状況確認により、貸付料が減免されている借受人が減免要件への適合性を有していないと判断した場合、以下のいずれかの対応をとります。

①減免の取り消し

貸付料減免の適用を取り消し、月額60,300円（税込）での貸付に切り替えます。また、遡って賃料を請求することがあります。

②改善指導

事業内容の改善計画の提出を求め、減免要件に適合した事業内容となるよう求めます。

③契約解除

改善が見られない場合や、悪質な不適合と判断される場合は、貸付期間中であっても契約を解除することがあります。その際、契約解除に伴う違約金が発生する場合があります。

12. 問合せ先

豊中市都市活力部産業振興課

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所 第一庁舎5階

電話：06-6858-2187

E-mail：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp